

遊漁規則

平成16年1月

栃木県那珂川漁業協同組合連合会

1 栃木県那珂川漁業協同組合連合会内共第1号及び内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則
(平成6年栃木県告示第2号)

- 1 漁業権者の住所及び名称
那須郡黒羽町大字桧木沢1033
栃木県那珂川漁業協同組合連合会
- 2 漁業権の免許番号
内共第1号及び内共第2号
- 3 遊漁規則の施行の日
平成6年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栃木県那珂川漁業協同組合連合会（以下「本会」という。）が免許を受けた内共第1号及び内共第2号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、本会を構成する会員漁業協同組合（以下「会員組合」という。）の組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（内共第1号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、にごい、うぐい、かわむつ、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ、かじか及びかにを、内共第2号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内で遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項、第2項又は第3項の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 漁場区域内においては、徒手、手釣、竿釣（あゆの友釣以外の掛釣、空釣及び擬似おとり（あゆルアー）を除く。以下同じ。）投網、四手網、たも網、手網、やす突又はおきばりによってする場合を除き遊漁をしてはならない。ただし、虫つり（餌つりを含む。）による遊漁の場合の使用できる漁具の数は1人3組以内とする。

2 次の表のア欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア漁具及び漁法	イ規 模
投 網	網目こま9ミリメートルを超えるもの
四 手 網	間口2メートル未満であって、網目こま9ミリメートルを超えるもの
たも網及び手網	円形のものであって口径40センチメートル未満のもの又は方形のものであつて長辺の長さ50センチメートル未満のもの
あ ゆ の 友 釣	はりすの長さがおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの

3 次の表のア欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア漁具及び漁法	イ 区 域	ウ 期 間
投網及び オランダぱり	漁場全区域	本会が定めて公 示する投網及び オランダぱり解 禁日から翌年3 月31日まで

4 次の各号に掲げる漁具及び漁法により遊漁してはならない。

- (1) 爆発物の使用
- (2) 水産動物をまひさせ、又は死なせる有毒物の使用
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法又は瀬替漁法
- (5) う飼漁法
- (6) ガラス筌、箱筌、網筌その他これに類する漁法
- (7) う羽追い漁法
- (8) うなわびき漁法
- (9) ごろたびき漁法その他これに類する漁法
- (10) 火光その他照明を利用してする漁法
- (11) 発射装置を利用する漁法
- (12) 建網漁法
- (13) 潜水器具を利用する漁法
- (14) 待網漁法
- (15) 刺網漁法
- (16) 地びき網漁法
- (17) 柴漬漁法
- (18) 石倉漁法
- (19) 替堀漁法
- (20) 原動機付船を使用する漁法
- (21) リールを使用する友釣漁法、その他これに類する友釣漁法
- (22) もやい網50メートル以上の舟釣り
- (23) 石打漁法
- (24) ころがし釣及びぐいしょ
- (25) 擬似おとり（あゆルアー）

（遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から11月10日までの期間内で本会が定めて公示する期間
さくらます・やまめ 及 び い わ な	3月21日から9月19日までの期間内で本会が定めて公示する期間
か じ か	4月1日から11月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具及び漁法により、イ欄の区域において、ウ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 漁具及び漁法	イ 区 域	ウ 期 間
舟（舟に類するもの を含む。）を用いる もの	1 内川 矢板市安沢赤渕堰から上流国道バイパス橋に至る区域 2 篠川 矢板市土屋東北本線鉄橋から上流の区域	1月1日から12月31日まで
投 網	1 那珂川 (1) 湯津上村湯殿橋から上流の区域 (2) 新那珂橋から上流三川又用水頭首工下流100メートルに至る区域 2 逆川 (1) 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域 (2) 茂木町檜山沢橋から上流300メートル下流200メートルの区域 3 坂井川 茂木町みその橋から下流の区域 4 荒川 (1) 喜連川町地内内川合流点から上流野辺山堰に至る区域 (2) 喜連川町小入堰から上流の区域 5 内川 喜連川町八竜神堰から上流の区域 6 宮川 矢板市幸岡株木橋から上流の区域 7 武茂川 那珂川合流点から上流の区域 8 篠川 (1) 那須郡小川町大字淨法寺柳林堤防境から上流百村川合流点に至る区域 (2) 塩原町高阿津堰から上流の区域 9 湯津上村片府田地先篠川合流点から上流の蛇尾川及びその支流（町井川、不動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大巻川、小巻川、大蛇尾川、小蛇尾川及び鍋有沢川）	1月1日から12月31日まで

	<p>10 大田原市花園地先篠川合流点から上流の百村川及びその支流（篠谷川、深川、念仏川及び加茂内川）</p> <p>11 松葉川 黒羽町下高橋から下流那珂川合流点に至る区域</p> <p>12 那須町下川下余筐橋から上流の余筐川及びその支流（四ツ川、苦戸川及び白戸川）</p> <p>13 那須町富岡大塩橋から上流の黒川及びその支流（板敷川）</p> <p>14 那須町睦家地先三蔵川合流点から上流の奈良川及びその支流（菖蒲川）</p> <p>15 三蔵川 那須町大秋津橋から上流の区域</p>	
	<p>那珂川 茂木町大烟梅ノ木淵下端から大瀬橋に至る区域</p>	1月1日から12月31日までの午前6時から午後6時まで
や す 突	<p>1 逆川 (1) 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域 (2) 茂木町檜山沢橋から上流 300メートル下流200 メートルの区域</p> <p>2 坂井川 茂木町みその橋から下流の区域</p>	1月1日から12月31日まで
全 漁 法	<p>1 那珂川 (1) 小川町地先三川又用水頭首工から上流50メートル下流 100メートルの区域 (2) 黒磯市板室板室ダム堰堤の上下流各 100 メートルの区域 (3) 黒磯市板室板室発電所放水口から下流100 メートルの地点に至る区域 (4) 黒磯市百村深山ダム堰堤から下流 1.4 キロメートルの地点にある砂防堰堤に至る区域 (5) 黒磯市百村深山ダム堰堤から上流梅船橋に至る深山ダム湛水区域 (6) 黒磯市板室地内湯川合流点から上流 400 メートルの区域</p>	1月1日から12月31日まで

2 武茂川	
(1) 黒羽町大字雲巖寺三和橋から上流瑞雲橋に至る区域	
(2) 馬頭町大字大山田下郷大河内橋から上流石田橋の上流 420メートルの地点に至る区域	
3 蛇尾川	
町島橋から上流今泉大橋に至る区域	
4 鍋有沢川	
全区域	
5 小蛇尾川	
下部ダム下流 400メートルの地点から上流の下部調整池に至る区域（調整池を含む）	

2 本会が水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため区域期間等を指定し遊漁を禁止又は制限し、これを公示したときは、遊漁者はこれを遵守しなければならない。

（全長制限）

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長のものは、これを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル以下
うなぎ	25センチメートル以下
こい	20センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 第2条の規定により遊漁者が納付すべき遊漁料の額及びその納付場所は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場指導員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に附加料金を附加した額とする。

名 称		漁具 及び 漁法	遊漁料	附加料金	期間	納 付 場 所
名 称	魚 種					
遊 漁 年 証	全魚種	投網を除く 全漁法	9,500円	現場扱い なし	1年	栃木県那須郡黒羽町 栃木県那珂川漁業協同組合連合会 栃木県那須郡黒羽町
雜 魚 年 証	雜 魚	投網を除く 全漁法	5,500	現場扱い なし	1年	那珂川北部漁業協同組合 栃木県那須郡烏山町
投 網 年 証	全魚種	投網を含む	12,000	現場扱い	1年	那珂川南部漁業協同組

		全漁法		なし		合
中 学 生 投 網 年 証	全魚種	投網を含む 全漁法	3,000	現場扱い なし	1年	栃木県芳賀郡茂木町 茂木町漁業協同組合 栃木県那須郡烏山町 那珂川中央漁業協同組合及びその他本会が指定して公示する場所
日 魚 券	全魚種	投網を除く 全漁法	2,000	600円	1日	
雜 魚 日 魚 券	雜 魚	投網を除く 全漁法	甲1,200 乙 800	400 200	1日	
投 網 1 日 券	全魚種	投網を含む 全漁法	3,500	700	1日	

注 全魚種とは、本会が免許を受けた漁業権の対象となっている全魚種を、雜魚甲とは、全魚種よりあゆ、こい、及びうなぎを除いた魚種を、雜魚乙とは、全魚種より、あゆ、こい、うなぎ、さくらます・やまめ及びいわなを除いた魚種をいう。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の児童・小学校児童及び中学校生徒	無料（ただし、中学校生徒にあっては投網による漁法を除く）
肢体不自由者で5級以上の障害者手帳を所持する者	前項に規定する額の1／2相当額。

3 本会が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、本会が別に定め公示した遊漁料を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

- 第8条 本会は、遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1の遊漁承認証を交付するものとする。
- 2 遊漁者は、遊漁しようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 4 遊漁承認証は、再交付しない。
 - 5 遊漁者は、遊漁承認証に、住所、氏名、年齢及び生年月日を記載して使用しなければならない。
 - 6 遊漁者は、漁場指導員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。
- 2 第5条第2項により、本会が産卵保護事業場として標示したときは、その区域内において川底をかくはんしてはならない。

（漁場指導員）

- 第10条 漁場指導員は、この規則の励行に関して必要な指示を遊漁者に行うことがある。
- 2 漁場指導員は、別記様式2の漁場指導員証を携帯し、遊漁者の要求があったときは、提示しな

ければならない。

3 漁場指導員は、漁場指導員を標示する腕章又は徽章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 本会は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の返戻しはしないものとする。

(公示の方法)

第12条 この規則で必要な公示は、本会事務所、会員組合事務所及び会員組合の支部事務所に提示して行うものとする。

附 則

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

(「別記様式1及び2」は、省略する。)

附 則

この規則は、平成8年3月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。